

平成19年 6月議会 一般質問

1、 町政一般について

- ① これからの斑鳩町の発展について、町長のビジョンを伺う。
- ② 斑鳩という町の町長の持つておられるイメージはどのようなものか。

2、 地方分権と合併について

- ① 国や県の考え方。
- ② 斑鳩町としては、今後どう考えているのか。

3、 教育、行政について

- ① 町立小学校・中学校の「いじめ」「不登校」問題について、各学校別にどれぐらい発生しているのか。
- ② いじめ問題について、どのような方策を採られているのか。
- ③ 子ども110番の旗ともまもり隊について。

4、 国民年金について

- ① 斑鳩町では、国民年金給付記録（2001年末まで）は現存しているのか。
- ② 加入者が保険料を払ったと記録していても、社保庁に記録がない場合の対応はどうするのか。

5、 民法上の嫡出推定の特例について

- ① 前夫の子と推定する民法の規定について、例外的に再婚相手の子などと認める新制度の取り扱いについて、どうするのか。
- ② 止むを得ない理由で離婚前妊娠になったケースの場合の考え方について。

これからの斑鳩町の発展について、町長はいろいろな所で話されているが、町長のビジョンをお聞かせ願いたい。

（町長）まず第一番には、すべての人々が安心して暮らせる「人に優しいまちづくり」の推進であります。第二は、一人ひとりの声を大切にする「開かれた町政」の推進であります。そして、第3には、財政の健全化を進め「地方分権の時代にふさわしい施策」の推進であります。

そして、まちづくりのテーマを「一人ひとりが創り出すまち、歴史と文化がくらしの中に息づく新斑鳩の里」としまして、すべての施策を進めております。

さらに、人にやさしく笑顔輝く「斑鳩」の実現を目指し、時代潮流の急激な変化や多様化する住民ニーズに的確に対応しながら、全身全霊をもって取り組んでいるところでございます。

今の、お答えのように、その方針を実行してください。

次に、斑鳩というまちの町長のもっておられるイメージは、どのようなものか伺う。

(町長) 我々の環境については、聖徳太子がなぜこの斑鳩の地を選ばれたかということをお考えいただけます。

1400年前に法隆寺を建立されて、まさに1400年という月日が経つわけですけども、そういう中でこのいかるがの里というのは、私は本当に誇らしく思いますし、これを後世に引き継いでいく。

やはり歴史景観というものを大切にしていって、あるいはまた、そういうものをうまく守っていくことが今後のまちづくりとしての一番大事なことだと思います。

まず、1番目に、イメージとしては、法隆寺、あるいは法起寺、法輪寺の三塔、あるいはまた竜田川、あるいは三室山の関係等、こういう一つの斑鳩町としてはイメージは抱かれていますので、これからはそういう点については力を入れて参りたいと思います。

斑鳩の里がますます文化的に斑鳩らしさを保ちながら発展していくように頑張ってください。

次の質問は地方分権と合併についてであります。

まず、国や県の考え方を聞かせてください。

(副町長) 奈良県では、県内の合併を推進するために、平成18年3月に、奈良県市町村合併推進構想、いわゆる11市構想を策定されております。

本町は、ご存知のように、平群町、安堵町との3町の組み合わせが示されたところであります。さらに、将来的には、行政の効率的な運営のために、人口10万人以上の市となるよう周辺市町村との合併を検討していくべきとの方向性も示されております。

市町村合併につきましては、これからは積極的な姿勢をもって県は進んでくるだろうと、このように思っております。

ということは、斑鳩町としては、今後どう考えているのか、伺う。

(副町長) 平成 16 年の 12 月 5 日に合併についての住民投票を実施いたしました。

約 8 割弱の住民の方が 7 町の合併に反対の意思を表されました。この住民の意思を重く厳粛に受け止め、これらの住民の声を無視した合併の検討は非常に難しく、3 町の合併につきましても、本町から合併を求めていくことはしないと考えているところでございます。

これが、斑鳩町としての今後の考え方でございます。

つまり、自ら合併を求めていくことはしないということですが、仮に他町から合併したいとの打診があった場合には、合併する可能性があるということですか。

(副町長) 前回の住民投票の結果は重く受け止めておりますが、前回の住民投票は、7 町の合併についての協議内容を踏まえてのことでありましたので、次の新たな合併の話となりますと、多少とも状況が変わってくる可能性は否定できないと、このように思います。

ただ、その際には、前回の合併協議の時と同じように、住民の皆さんには積極的な情報提供を行い、議会とも十分にご相談申し上げながら対応してまいりたいと考えているところでございます。

今後、状況が変わりましたら、速やかに住民に情報を公開していただけるようにお願いいたします。

次の質問ですが、子どもは斑鳩の宝です。その宝物が壊れていく、壊されていくのはざんげに耐えられません。

これは、私を含めた大人の責任であると思っています。

まず、いじめ及び不登校の問題を取り上げたいと思います。

町立小学校、中学校のいじめ、不登校問題について、各学校別にどれぐらい発生しているのですか。具体的な数字を入れながら教えてください。

(教育長) まず、いじめについてでございますが、斑鳩町の教育委員会の方では、平成 18 年 1 1 月に児童生徒に対しましていじめについての実施調査を実施いたしました。この結果、子ども自身がいじめと感じた事例であります。小学校では 3 3 件、そして中学校では 1 1 件という報告がでございます。

そのいじめの内容でございますが冷やかしのものが 7 件、仲間はずれが 2 件、暴力が 2 件、誹謗中傷が 1 件、そして物隠しが 2 件でございます。このうちで、指導して解決が出来たのが 1 0 件でございます。

次に不登校についてで、ございますが、1 8 年度では斑鳩小学校 5 人、斑鳩西小学校で 0 人、それから斑鳩東小学校で 3 人でございます。

そして、斑鳩中学校では、1 1 人、斑鳩南中学校では、3 人となっております。

こうしたことを踏まえながら、引き続き家庭訪問等を行ないながら、子どもたちの状況

を見守り、適切に指導をしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

悲しい思いをしている子どもがいる状態が非常に悲しいです。

本来であれば、斑鳩町にいじめの問題はありませんと聞けることを期待しておりました。

それでは、特にいじめ問題について、どのような方策をとられているのか、全般的な取り組みについて伺う。

(教育長) いじめがあった場合の対応でございますけれども、いじめられた側に対しては、訴えを丁寧に聞きながら事実を正確に把握するように努めているところでございます。

それから、いじめた側に対しましては、毅然とした態度で、いじめ行為は命に係わる問題であるということを説明しながら、いじめられた人の苦しみを気づかせるように指導しているところであります。

また、学校だけでなく、家庭や地域の連携を密にいたしまして、心配なことも速やかに保護者に連絡相談していただきまして、そのほかスクールカウンセラー、あるいは青少年悩み事相談などいろんな専門家の相談所もございますので、それらを活用いたしまして、いじめの未然防止に努めているところであります。

子どもがおられるご家庭にとって重要な問題ですので、安心して子どもが通学できるように、今後ともなお一層の取り組みを願います。

次に、子ども110番の旗と子ども見守り隊についてです。

子ども110番の家について特に聞きたいのですが、オレンジ色のパゴちゃんの旗がぼろぼろになっており、景観が気になるが、はずしていいのかわからないご家庭が多く存在しております。

町として、定期的に旗の交換をどのように考えているのか。

また、子ども見守り隊や交通安全ボランティアについてどのように考えているのか伺う。

(教育長) 子ども110番の家は、子どもたちの登下校時による不審者からの声かけ、付きまとい行為等の被害を受け、身の危険を感じた時に避難場所として、当町では子ども110番の家、通称「パゴちゃんの家」として子どもの安心安全を守ることを目的に、町内のご家庭の協力を得ながら設置をさせていただいております。

ご協力いただいております件数は、平成19年5月現在で546件の皆さん方のご協力を得ているところであります。

一昨年には、全町の調査を行ないまして、旗の破損等によりまして40件程度の旗がなくなっておりましたことから、改めてそれを設置させていただいているところでございます。

また、子どもたちを守るための学校安全ボランティア、あるいは地域の自治会、小地域

福祉会、老人会等が登下校時の見守りを行なっていただいております、大変感謝を申し上げているところでございます。

今後も、地域の皆さんの協力を得ながら、安心安全への取り組みを継続すると共に、広報等でボランティアの募集や、あるいは地域の方々への見守り活動の協力を呼びかけながら、少しでも多くの目で子どもたちを見守っていただくように広く啓発をしてみたいというふうに考えております。

私が子どものころ、人に迷惑をかけることをした時などは、いわゆる近所のおっちゃんやおばちゃんが、こら、そんなことをしたらあかんやないかと叱ってくれたものです。

今にして思えば、子どもを地域ぐるみで育ててくれていたように思います。

そのようなことから、今後とも色々な情報の発信及びボランティア活動がますます発展継続していくように、行政としてサポートの程をよろしくお願いいたしまして、次の質問に移らせていただきます。

今、問題になっている国民年金についてですが、斑鳩町では、国民年金納付記録資格証発行の制限について、町が受け付けをしていた2001年度末までの記録は現存しているのかどうかお聞きします。

(住民生活部長) 紙の台帳及び電算システムに組み込まれた記録として保存をしております。

平成14年4月から、町では被保険者名簿を備える必要がなくなったわけですが、以前使用しておりました紙台帳による名簿に記録されたものと、電算システム導入後に記録されたものは現存いたしております。

記録が現存していて私も安心いたしました。

町民福祉への気配りに対し、誠に感服するものであります。

それでは、加入者が保険料を払ったと記憶していても、社保庁に記録が無い場合の対応は、町としてどうされるのか、教えていただきたい。

(住民生活部長) まずは、社会保険事務所に相談をしていただき、本人の記憶と社会保険事務所の記録が一致しない場合、これまでも社会保険事務所からの照会により町の記録を確認することもありまして、保存している記録に基づきまして、可能な限り情報を提供し協力をしてきております。

今後とも、町と致しましても出来る限り積極的に被保険者の受給権を守ることに協力していきたいと考えております。

長い間真面目にコツコツと続けてきた年金納付でありますので、今後住民の方々が町に

お尋ねになる時、出来る限り住民側にたったサポートを今後とも宜しく願いいたします。

では、最後の質問ですが、出生届の取り扱いについてですが、前の夫の子と推定する民法772条2項の規定について、例外的に再婚相手の子などと認める新制度の取り扱いについて、町としてどうなさっているのかお聞きしたい。

(住民生活部長) 質問者が申されます前夫の子と推定する民法の規定は、婚姻の解消、または取り消し後300日以内に生まれた子は前夫の子となる規定であります。質問者が申されます例外的に再婚相手の子と認められる新制度につきましては、平成19年5月7日付け法務省通達により、婚姻の解消または取り消し後300日以内に生まれた子のうち、医師が作成した証明書を出生届と一緒に提出することにより、婚姻の解消または取り消し後の懐胎であることが証明できれば、後の夫を父とする子として出生の届出を受理出来るものとされております。

当町といたしましても、このようなケースの届出がありましたら、この通達に基づき事務処理を行なってまいりたいと考えております。

それでは、やむを得ない理由で、離婚前において、前の夫の子ではない子の妊娠になったケースの場合には町としてはどのようにされているのか伺う。

(住民生活部長) この新制度では、あくまで婚姻の解消または取り消しを受けていることが前提になっておりますので、適用外になってまいります。

離婚前の懐妊も新しい夫の子と認める等の規定の改正につきましては、今、国でも議論をされているところがございます。今後、国の動向を見据えながら対処していきたいと考えております。

しかし、実際の問題として、離婚前に妊娠した場合で、民法の規定に基づく前婚の夫の子ではない場合の取り扱いについてどうするのですか。

(住民生活部長) その場合、現行では、前婚の夫が父でない場合は、「嫡出否認の訴え」を出生を知った日から1年以内に前婚の夫から裁判を起すことができます。

このことについては、今後相談等がございましたら、十分にご指導をしてみたいと考えております。

親子の問題は、子どもから親を選ぶことが非常に難しい現状において、適切なご指導を今後とも宜しく願いいたします。

これで、私の一般質問を終わらせていただきます。

ご清聴ありがとうございました。